

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度 【立地促進支援】

— 平成31年度 公募要領 —

川崎市では、工場跡地等に市内外の成長意欲の高い中小製造業者の立地を促進するため、市内の助成対象地域において中小製造業者が工場等を新增設する事業に対して経費の一部を助成します。

助成対象者	中小製造業者		
助成対象地域	市内の準工業地域及び工業地域 ただし、都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区及びインキュベーション施設を除く		
助成対象事業	○工場等を新增設する事業（既存の建物を賃借又は取得する場合を含む） ○助成対象経費の総額が500万円以上の事業		
助成対象経費	（1）土地、建物、設備の取得等に要する費用（賃借料・リース料を含む） （2）附随費用（土地造成費、測量費、設計費、改修費等） （3）生産設備の運送及び設置に係る費用		
助成率	助成対象経費の1／5以内		
助成限度額		重点支援評価	標準評価
	工場等の新築・既存物件の取得	3,000万円	2,500万円
	賃貸物件への入居	2,000万円	1,500万円
申請手続き	申請にあたっては事前相談が必要です。申請を御検討される方は、下記の問い合わせ先に御連絡ください。事前相談の後に、申請書類を工業振興課へ持参してください。申請書類は川崎市ホームページからダウンロードできます。		
募集方法	申請書類の受付は毎月末を締切とし、予算額に達した月に募集を終了します。		
選定方法	申請書類受付後に書類審査（必要に応じてヒアリング又は現地調査）を行い、交付先を決定します。		

【お問合せ・申請先】

川崎市経済労働局産業振興部 工業振興課 操業環境整備係

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10階

電話：044（200）2333 FAX：044（200）3920

E-Mail：28kogyo@city.kawasaki.jp

HP：<http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000096656.html>

「川崎市 がんばる 立地」で
ご検索ください。

1 事業の目的

中小製造業者が市内の助成対象地域において行う工場等を新增設する事業に対して支援することで、本市のものづくり機能の集積・維持・強化を図ることを目的としています。

2 助成対象者

申請にあたっては、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 主たる事業として日本標準産業分類に定める製造業を営んでいること。
- (2) 中小企業者（資本金 3 億円以下又は従業員数 300 人以下）であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者）が所有している者
 - ②当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) 公租公課を滞納していないこと。
- (5) 財務状況が著しく悪くないこと。
- (6) 川崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある法人等でないこと。（申請者が暴力団等であるか否かを確認するため、神奈川県警察本部長に対し確認を行うことがあります。）

3 助成対象地域

市内の準工業地域及び工業地域が対象です。

ただし、都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区（※）及び市内のインキュベーション施設（かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター等）に入居する場合は対象外となります。

※都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区は下表のとおりです。

	地区	所在区
1	殿町3丁目地区地区計画区域内のA地区、B地区及びC地区	川崎区
2	新川崎地区地区計画区域内のA地区、D地区及びE地区	幸区
3	久地地区地区計画区域内のA地区	高津区
4	栗木マイコン地区地区計画区域内の研究開発施設地区及び関連施設地区	麻生区
5	南黒川地区地区計画区域内の研究開発施設地区及び商業業務施設地区	麻生区

4 助成対象事業

助成対象者が助成対象地域において行う事業であって、次のすべての要件を満たすものとし

ます。

- (1) 工場等（研究所及び関連施設を含む）を新增設する事業
- (2) 助成対象経費の総額が500万円以上の事業
- (3) 公害の防止等について適切な対策が講じられている事業
- (4) 交付決定日の属する年度を含め3年度以内に新增設した工場等の操業を開始する事業
- (5) 契約の相手方と、次のいずれの関係にも該当しない事業
 - ①一方が他方の代表者又は役員であること。
 - ②一方が他方の代表者の2親等内の親族であること。
 - ③一方が他方の50パーセント超の株式を有していること（50パーセント超の株式を有する別の会社と合わせて50パーセント超の株式を有するなど実質的な支配権を有している場合を含む。）。
- (6) 必要な届出又は許認可を得ている事業（※）

※「建築基準法」に関することはまちづくり局指導部建築審査課に、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等の環境法令に関することは環境局環境対策部環境管理課に御相談ください。

5 助成対象経費

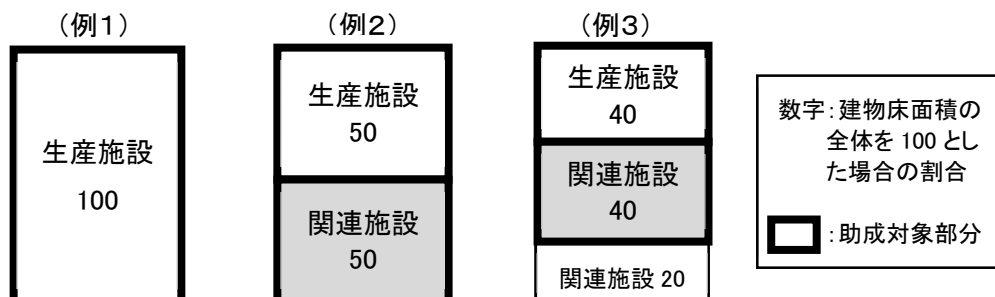
交付申請書を市長が受理した日の翌日以降に助成対象事業に係る土地、建物の売買契約もしくは賃貸借契約の締結又は建物の新增設工事に着手し、かつ、操業開始日までに支払いが完了したもの（※賃借料、リース料はこの限りではありません）のうち、次に掲げる経費とします。

- (1) 土地、建物及び償却資産（※）の取得等に要する費用（賃借料、リース料を含む）。
※「償却資産」…冷暖房・照明・昇降機などの建物附属設備、生産設備、外構等
- (2) 附随費用（土地造成費、測量費、設計費、改修費等）
- (3) 生産設備の運送及び設置に係る費用

【助成対象経費の算出方法について】

- ①関連施設の面積は、新增設した工場等の延床面積のうち、生産施設的面積を限度として助成対象とします。ただし、関連施設のみを整備する場合は対象外となります。

※「関連施設」…事務所、倉庫、会議室、休憩室、ロッカー室、食堂、駐車場等



- ②工場等と住宅を併設する場合は、住宅部分に係る経費を除く費用を助成対象とします。
- ③工場等の新增設に伴い取得若しくは賃借する敷地内又は建物内に助成対象事業以外の部分が含まれる場合には、建物の延床面積をもとに按分します。

- ④土地を賃借した場合の賃借料は、1,000万円と月額賃借料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとします。
- ⑤既設工場等を賃借した場合の賃借料（共益費を含む。敷金、礼金、その他これらに類するものは除く。）は、1,000万円と月額賃借料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとします。
- ⑥償却資産について、リース契約を行った場合のリース料については、1,000万円と月額リース料の12か月分（1年分）とを比較して、いずれか少ない額を算入できるものとします。
- ⑦生産設備は、取得価額が単価50万円以上のものを助成対象とします。ただし、工場等の新增設を伴わない生産設備のみの賃借又は取得の場合は対象外となります。
- ⑧助成対象事業以外の事業と混合して支払いが行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないものは対象外となります。
- ⑨消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等及び各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等）は対象外となります。
- ⑩既存事業所と同一の敷地内で行う事業の場合及び申請日から遡って1年以上前に取得した土地において行う事業の場合は対象外となります。

6 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に助成率1/5を乗じた額と下表に定める助成限度額とを比較して、いずれか少ない額とします。（1万円未満切捨て）

	助成限度額	
	重点支援評価	標準評価
①工場等の新築・既存物件の取得	3,000万円	2,500万円
②賃貸物件への入居	2,000万円	1,500万円

※「重点支援評価」と「標準評価」の違いについては「7 重点支援評価と標準評価」をご参照ください。

※借地上に工場等を新築する場合や借地上の既設工場等を取得する場合も上記①に含まれます（ただし、工場等の新築や既設工場等の取得に係る経費が土地の月額賃借料の12か月分（1年分）を下回る場合を除く。）。

※助成金は、予算残額等の事情により減額となることがあります。

※助成金は、助成対象事業終了後の確定払いになります。

7 重点支援評価と標準評価

助成対象事業の内容について、下表に定める項目により評価し、評価基準を3項目以上満たす事業を「重点支援評価」とし、それ以外の事業を「標準評価」とします。

評価項目	評価基準
①雇用の拡大	次のいずれかの基準により常用の従業員を雇用すること <ul style="list-style-type: none"> ・5名以上 ・申請時における常用雇用の従業員総数の5%以上

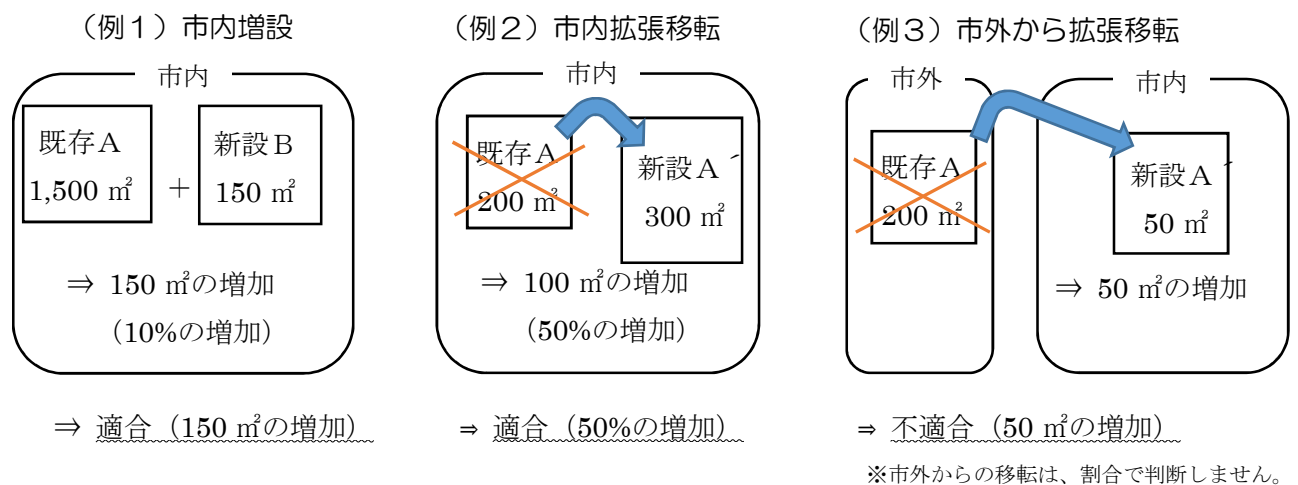
②成長意欲・ 拡張志向	申請者の市内事業所の生産施設面積が15%以上もしくは150㎡以上増加すること
③生産性向上	新たな生産設備、生産性向上に資するソフトウェア等（単価50万円（税抜）以上）の償却資産を取得し、その総投資額が500万円（税抜）以上であること（賃借料、リース料を含む）
④重点支援地 域	新增設を行う工場等の住所が次のいずれかであること ・高津区久地、宇奈根、下野毛、北見方 ・中原区宮内、上小田中、市ノ坪、中丸子 ・川崎区日ノ出、塩浜
⑤スタートア ップ企業の市 内定着率向上	市内インキュベーション施設からの立地
⑥企業誘致	市外からの立地

※交付決定時に「重点支援評価」区分の助成限度額が認められたとしても、助成対象事業実施後、実績報告（交付額確定）時に評価基準を3項目以上満たせなかった場合は、「標準評価」区分の助成限度額になります。

※上記①については、申請日時点と実績報告日時点における常用雇用の従業員数の比較になります（なお、実績報告は操業開始日の属する年度内に行う必要があります（後述）。）。

申請日時点の常用雇用者数	必要となる採用者数（実績報告日時点）
1人～20人	1人以上
21人～40人	2人以上
41人～60人	3人以上
61人～80人	4人以上
81人以上	5人以上

※上記②については、市内における生産施設面積の増加を評価します。



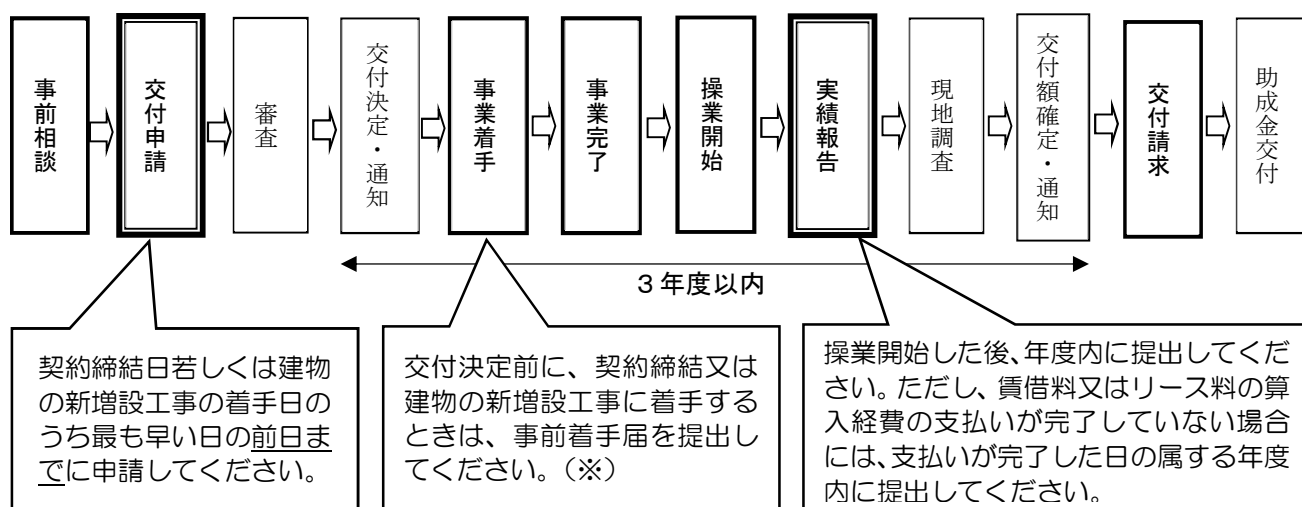
※上記③の償却資産は、生産設備・生産性向上に資するソフトウェア等のみを対象とし、構築

物（外構・フェンス・門など）や建物附属設備（冷暖房・照明・昇降機など）等は含みません。なお、賃借又はリースにより取得した資産への投資額は総額とします（助成対象経費の算入方法とは異なります。）。

※上記⑤について、「市内インキュベーション施設からの立地」には、同施設（かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター等）から移転する場合のほか、同施設以外に新たな事業所を増設する場合を含みます。

※上記⑥について、「市外からの立地」には、市内に事業所のない事業者が市内に事業所を新設する場合、市外の事業所を市内に移転する場合、市内の事業所と市外の事業所を移転統合する場合のいずれも含みます。

8 手続きの流れについて



※交付決定前に、当該事業にかかる契約締結及び工事着手が可能です。

①交付申請日の翌日以降可能です。

②着手前に事前着手届（第3号様式）を提出する必要があります。

事前着手届を提出した場合でも、審査の結果、不交付決定がなされる場合があります。また、条件が付された交付決定がなされる場合もありますので、交付決定前に事業に着手される場合は、その旨をよく御理解いただき、契約締結及び工事着手をお願いします。

9 事前相談及び申請書類の提出等

申請にあたっては事前相談が必要です。申請を御検討される方は、下記の問い合わせ先に御連絡ください。事前相談の後に、申請書類を工業振興課へ持参してください。

（※土曜、日曜、祝日を除く。受付時間8時30分から17時15分まで）

◆申請窓口◆

川崎市経済労働局産業振興部 工業振興課 操業環境整備係
川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル 10階
電話 044-200-2333

※申請書類の受付は毎月末を締切とし、予算額に達した月に募集を終了します。

※同一の助成対象事業に係る申請は年度内に1件までとします。なお、【立地促進支援】と【操業環境改善支援】を併用することは出来ません。

10 申請書類

次の書類を各2部（正本1部、副本（正本のコピー）1部）作成し、助成対象事業に係る土地、建物の売買契約又は賃貸借契約の締結日若しくは建物の新增設工事の着手日のうち最も早い日の前日までに、正本1部を提出してください。（提出書類は返却しません。）

また、申請される際は、チェックリスト（別紙）に記名押印したものを、申請書類と併せて御提出ください。

申請書類は川崎市ホームページからダウンロードできます。

(1) 交付申請書（第1号様式）
(2) 企業概要書（第1号様式の別紙1）
(3) 事業計画書（第1号様式の別紙2）
(4) 誓約書（第1号様式の別紙3）
(5) 評価基準申請書（第1号様式の別紙4）及び附随資料
(6) 企業概要（パンフレット等）
(7) 法人の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、開業届の写し、確定申告書の写し、個人事業税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類）
(8) 直近3期分の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書又はこれらに準ずるもの）
(9) 中小企業診断士等が作成した財務内容・経営計画等評価意見書
(10) 直近の納税証明書（法人住民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産））
(11) 計画概要資料（位置図、平面図、立面図等）
(12) 現工場（既存工場）の現況写真（外観・内部）
(13) 経費積算に係る見積書等の写し
(14) 既存の建物を賃借又は取得する場合、建物の建築確認が証明できる書類（建築計画概要書、建築確認済証、検査済証等の写し、建築確認等台帳記載証明書等）
(15) 建物所有者の承諾書類（既存の建物を賃借し、当該建物において改修工事等を実施する場合に限る。）
(16) 助成対象事業に係る不動産（土地・建物）の全部事項証明書（既存の建物を賃借した場合は除く。）

※上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

11 選定の方法

申請受付後に書類審査を行い、助成金の交付の可否を決定します。審査にあたって必要があると認めるときは、申請者へのヒアリング又は現地調査を行う場合があります。

決定後、交付決定通知（又は不交付決定通知）をお送りします。（申請から交付決定・通知ま

では、概ね2～3箇月ほどの期間を要します。)

12 事業計画の変更等

次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認が必要となりますので、下記の書類（第5号様式）を提出してください。ただし、交付条件を満たさなくなる場合等、変更内容について市長の承認が受けられない場合があります。

事業計画の変更等	提出書類
(1) 事業計画の内容を変更しようとするとき。	事業計画変更承認申請書
(2) 事業計画の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。	事業計画中止（廃止）承認申請書
(3) 事業計画の全部又は一部を他に承継させようとするとき。	事業計画承継承認申請書

※交付申請後に、助成対象事業の内容の大幅な変更や、助成対象経費の増額の変更はできません。

13 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金の交付を受けるまでに助成の対象に係る要件を欠くことになったとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 天災地変その他助成対象事業の交付決定後に生じた事情の変更により助成対象事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。
- (5) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (6) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (7) 助成対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (8) 事業計画の全部若しくは一部の中止又は廃止の申請を行ったとき。
- (9) 市長が交付決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

14 実績報告書類

次の書類を各2部（正本1部、副本（正本のコピー）1部）作成し、新增設した工場等の操業開始日以降の当該年度内（賃借料又はリース料を助成対象経費に算入した場合で、当該年度内に当該算入経費の支払いが完了していない場合は、支払いが完了した日の属する年度内）に、正本1部を提出してください。（提出書類は返却しません。）

(1) 実績報告書（第7号様式）
(2) 事業実績書（第7号様式の別紙1）
(3) 賃借料又はリース料を助成対象経費に算入した場合、賃借料支払証明書兼事

業経費明細書（第7号様式の別紙2）
（4）評価基準報告書（第7号様式の別紙3）及び附随資料
（5）助成対象事業に係る不動産（土地・建物）の全部事項証明書（既存の建物を賃借した場合は除く。）
（6）当該事業の実施に係る注文書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し
（7）建築確認済証、検査済証等の写し（既存の建物を賃借又は取得した場合で、既に建築確認証明書類を提出している場合は除く。）
（8）機械及び装置等の各償却資産（建物附帯設備は除く）の機種や仕様が分かる資料（カタログ、仕様書等）
（9）助成対象事業の完成図（位置図、平面図、立面図等）
（10）完成写真（外観・内部）
（11）交付申請書の添付書類のうち変更のあった書類

※上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

※実績報告の基礎となる助成対象経費は、交付決定された助成対象経費を超えることはできません。

15 助成金の交付等

- （1）報告された内容を審査し、現地調査等を行い、助成金の額を確定します。確定後、交付額確定通知書により助成金の確定額を通知します。
- （2）助成金の交付を受けようとするときは、交付額確定通知書を受理した後、速やかに請求書を提出してください。請求日から30日以内に指定口座に振り込みます。

16 交付決定事業者の責務

- （1）産業の振興に関する市の施策に協力するとともに、工場等の周辺環境の良好な維持に努めなければなりません。
- （2）助成対象事業の実施及び操業に際し、市内企業を積極的に活用するよう努めなければなりません。
- （3）助成金額確定日の属する年度の終了後10年間は現地にて継続して操業しなければなりません。
- （4）助成事業に係る帳簿及び書類を、助成金額確定日の属する年度の終了後10年間保存しなければなりません。

17 財産の処分の制限について

この助成対象事業により取得した財産の所有権は、申請者に帰属します。ただし、当該財産のうち、取得価額又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、下記に該当する場合はこの限りではありません。

- （1）助成金額確定日の属する年度の終了後10年間を経過した場合

- (2) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定する年数を経過した場合
- (3) やむを得ない事由によると市長が認めた場合

18 その他

- (1) 採択となった場合には、企業名、代表者名、事業概要等を公表する場合があります。
- (2) 助成事業終了後、当該助成事業の成果を確認するために、ヒアリングへの協力又は報告を求める場合があります。また、当該助成事業に限らず、経済労働局が実施する調査、ヒアリング等への御協力をお願いします。
- (3) 助成対象地域間で工場を移転する場合は、移転跡地の主な用途を事業用施設として売却又は貸付するよう努めてください。

【立地促進支援】 交付申請チェックリスト

確認事項	チェック
・主たる事業として日本標準産業分類に定める製造業を営んでいる。	
・中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下の会社及び個人）である。	
・次のいずれにも該当していない。 ①当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者）が所有している者 ②当該企業の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者	
・公租公課を滞納していない。	
・川崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がある法人等でない。	
・市内の準工業地域又は工業地域（都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区及び市内のインキュベーション施設を除く）で行う事業である。	
・契約の相手方と、次のいずれの関係にも該当しない。 ①一方が他方の代表者又は役員であること。 ②一方が他方の代表者の2親等内の親族であること。 ③一方が他方の50パーセント超の株式を有していること（50パーセント超の株式を有する別の会社と合わせて50パーセント超の株式を有するなど実質的な支配権を有している場合を含む。）。	
・関連施設（事務所、倉庫等）のみの整備ではない。	
・工場等の新增設を伴わない生産設備のみの賃借又は取得ではない。	
・助成対象経費の総額が500万円以上になっている。	
・助成対象経費に、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、及び各種手数料（銀行振込手数料等）は含まれていない。	
・既存事業所と同一の敷地内で行う事業及び申請日から遡って1年以上前に取得した土地において行う事業ではない。	
・3年度以内に新增設した工場等の操業開始が可能なスケジュールとなっている。	
・本公募要領の内容を確認した。	

平成 年 月 日

企業名

代表者職・氏名

印